

1. 身体拘束廃止に関する理念

身体拘束は、患者の生活の自由を制限することであり、患者の尊厳ある生活を阻むものです。当院では患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 身体拘束禁止の基準

医療サービス提供にあたって、患者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他の患者の行動を制限する行為を禁止します。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

患者個々の、心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで身体的拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。例外的に以下の3つの要素すべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性：患者本人又は、ほかの患者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の三つの要件をすべて満たすことが必要です。

2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

- (1) 当院においては、原則として身体拘束及びその行動制限を禁止します。身体拘束その他入院患者の行動を制限する行為にあたるものとして、厚生労働省が「身体拘束ゼロへの手引き」の中であげている具体的な行為を示します。

- ① 徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子から落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルを付ける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する

- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、向精神薬を過剰に投与する。
- ⑩ 自分の意思で開けることのできない居室等。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の患者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、医師をはじめ身体拘束最小化委員担当者を中心に十分な観察を行うとともに、その行う処遇の質の評価及び経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除するように努力します。

(3) その他の日常ケアにおける基本方針

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 患者主体の行動、尊厳ある生活に努めます。
- ② 言葉や対応などで、患者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③ 患者の思いをくみとり、患者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 患者の安全を確保する観点から、患者の身体的・精神的安楽を妨げるような行為を行いません。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら患者に主体的な入院生活をしていただけるように努めます。

3. 身体拘束最小化委員会の設置

(1) 設置目的

- ① 院内での身体拘束廃止に向けて現状把握及び改善についての検討をします。
- ② 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討をします。
- ③ 身体拘束を実施した場合の解除の検討をします。
- ④ 身体拘束廃止に関する職員全体への指導をします。

※報告、改善の為の方策を定め周知徹底する目的は、身体拘束適正化について院内全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり職員の懲罰を目的としたものではありません。

(2) 身体拘束最小化委員会の構成員

医師、看護職員、リハビリ職員、栄養士、その他必要とされる者の中から病院長が任命する。

4. やむを得ず身体拘束を行う場合（緊急時の対応、注意事項）

本人または他の患者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、当院の身体拘束基準に則り、実施します。

5. 身体拘束廃止、改善の為の職員教育

医療に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、毎年研修プログラムを作成し、年に1回以上の研修教育を実施します。

6. この指針の閲覧について

当院での身体拘束廃止に関する指針は、求めに応じていつでも院内にて閲覧できるようにすると共に、当院のホームページにも公表し、いつでも患者及び家族が自由に閲覧できるようにします。